

P T A フェスティバル i n かのや ステージ出演規約（改定版）

鹿屋市P T A連絡協議会（以下「本協議会」）が主催する「P T A フェスティバル i n かのや」において舞台出演を行う団体(以下「出演者」)は、以下に記述する規約(以下「本規約」)に同意及び誓約した上で申し込みを行う。

本協議会は出演者が出演申込をした時点で本規約を遵守するものとみなす。

1 規約の遵守

出演者はいかなる場合にも本規約を遵守しなくてはならない。違反する行為・第三者への迷惑行為・公序良俗に反する行為・スタッフの指示に従わない行為と本協議会が判断した場合は、出演を拒否するものとする。

この場合、本協議会は損害賠償の責を一切負わない。

2 出演の可否

出演の可否は本協議会で選考し決定する。

3 演目

- (1) 演目は、舞台上及び周辺で安全にできるものとする。
- (2) 演者及び観客に危険が及ぶ演目はできない。
- (3) 宗教・政治等に関わる内容の演目はできない。
- (4) 子どもの健全育成上問題のない演目とする。

4 リハーサル

リハーサルなし

5 音響

- (1) 舞台の音響設備は本協議会で用意する。ただし仕様は個別の希望に沿うことができない。
- (2) 舞台で使用する音源は 10月24日（金）の出演者説明会に持参し、当日の急な変更はお断りする。（出演後に音響テントにて返却）

6 出演者受付

- (1) 出演時刻の60分前までに受付し、待機する。
- (2) 受付時間に遅れる場合は速やかに、市P連事務局（ 連絡先：080-6454-7769 ）に連絡し指示を受ける。
- (3) 出演時間に遅れた場合は、出演辞退とする。

7 使用機材の搬入・搬出

- (1) 楽器等の機材を搬入・搬出する場合は、3台までの運搬車を使用し、誘導員の指示に従う。
- (2) 搬入・搬出時の車両侵入可能時間は、調整のうえ後日連絡する。搬入から搬出までの間は、ステージ近くの指示された場所にエンジンを切って駐車する。
- (3) 搬入・搬出は、搬入・搬出許可証を掲示した車に限る。

- (4) 搬入・搬出許可証は出演団体説明会時に配布する。
- (5) 搬入・搬出経路図（出演団体説明会時に示す。）に従い、搬入・搬出を行う。

8 控室

控室なし

9 個人情報の扱い

- (1) 当日の出演の様子をおさめた写真は、本協議会が運営管理するホームページや報告書に人物の顔をぼかし加工して使用することを承諾して参加するものとする。
- (2) 記録のため撮影した動画及び画像は、本協議会事務局において管理し、許可なく他に譲らない。
- (3) 出演申し込みに関し得た情報を許可なく第三者に開示しないとともに不正に利用しない。
ただし、事故・災害等の緊急時は、必要に応じ許可なく開示する。

10 フェスティバルの中止

- (1) 中止の判断は本協議会の中止基準に基づき行う。
- (2) 中止の場合は代表者に **10月27日（月）～10月30日（木）までに**電話連絡する。
また、災害等の緊急時は、前日もしくは当日に中止する場合もある。その時は随時緊急連絡をする。

11 補償・免責

- (1) 以下について「鹿屋市市民活動総合補償制度」により補償する。
 - ア 出演時・待機時及び会場への行き帰り、搬出・搬入、駐車等での出演者の怪我
 - イ 出演のためにレンタルした物品の損傷
 - ウ 出演中及び待機中に、補償対象者が持参したもの以外の会場設備を損傷した場合の賠償
- (2) 以下について補償しない。
 - ア 自動車での賠償事故
 - イ 会場への行き帰り時に、出演に関係のない寄り道をした場合の怪我
 - ウ 会場への行き帰り時に起きた賠償事故
 - エ 事業中止に伴う損益
 - オ 地震・噴火・洪水・津波またはこれらに類似の自然変象による事故
 - カ 補償対象者の故意もしくは重大な過失、または法令違反による事故
 - キ 補償対象者自身が持参した物品の損傷
 - ク 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ケ その他「鹿屋市市民活動総合補償制度」において補償しない事故
- (3) 補償対象事故である場合でも、保険会社の保険約款に定める事由により補償できない場合がある。

参照 「鹿屋市市民活動総合補償制度」 [tebiki.pdf](#)